

議案第 33 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

小中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

22,867,367 円

4 取得に係る相手方

佐倉市臼井 32 番地

株式会社コラム 代表取締役 半谷 光司

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

財産の取得に係る概要

1 名称

小中学校教師用教科書・指導書購入（その２）

2 概要

令和７年４月から小中学校で使用する指導者用デジタル教科書及び指導書並びに小学校用及び中学校用教科書の購入

（内訳）

（１）小学校教師用教科書	６０冊
（２）小学校指導書及びデジタル教科書	１５２冊
（３）中学校教師用教科書	４６７冊
（４）中学校指導書及びデジタル教科書	４０４冊

3 物品納入場所

上志津小学校外１２か所

4 納入期限

令和７年４月３０日まで